

最終処分法に基づく基本方針の改定について

平成27年2月17日

資源エネルギー庁

放射性廃棄物等対策室

本基本方針は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）に基づき、高レベル放射性廃棄物の処分地選定プロセスや技術開発、国民・地域住民の理解促進等に関する方針を閣議決定により定めるもの。

これまで処分地選定が進んでこなかったことを受け、昨年4月に改定したエネルギー基本計画において、新たな方針を示すとともに、総合資源エネルギー調査会の審議を踏まえ、本基本方針を早急に改定することとしている。

今般、改定内容について、同調査会の放射性廃棄物ワーキンググループ（委員長：増田寛也氏）の議論に一定の目途がついたため、パブリックコメント等を行い、閣議決定することとしたい。改定に当たり追加する主な内容は、以下のとおり。

○将来世代が最良の処分方法を再選択できるよう、政策や処分事業の可逆性や廃棄物の回収可能性を担保する。

○国が科学的有望地を提示するとともに、原子力発電環境整備機構（処分実施主体）の活動に対する理解・協力を関係自治体に申し入れる。

○最終処分に対する信頼性を確保するため、原子力委員会が経済産業省や原子力発電環境整備機構等の活動を評価する。

閣議決定後は、政府の新たな方針を広く国民に説明することにより、課題の存在自体から認識を広めていくとともに、国民的な議論を喚起する等、処分地選定に係る合意形成に向けた活動を展開していく予定。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針 新旧対照条文

| 改定案 | 現行 |
|--|---|
| <p>特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するものであり、それを発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めることが不可欠である。</p> <p>こうした特定放射性廃棄物の対策として、①将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない最終的な処分を可能な限り目指す、②その方法としては、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終的に処分する、いわゆる地層処分が現時点において最も有望である、という国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められている。我が国としても、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、地層処分することとしている。</p> <p>最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであるとともに、極めて長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要である。また、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解と協力を得ること、及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。さらに、これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の</p> | <p>特定放射性廃棄物には、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物を固型化した物及び代替取得により取得した物（以下「第一種特定放射性廃棄物」という。）と、当該使用済燃料の再処理等に伴い、使用済燃料等によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物であって、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるもの（以下「第二種特定放射性廃棄物」という。）とがある。</p> <p>これらの特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するため、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終処分することが必要である。</p> <p>最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであるとともに、極めて長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要である。また、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、概要調査地区等の選定に係る関係住民及び国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。さらに、これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の</p> |

| 改定案 | 現行 |
|---|---|
| <p>地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要である。また、最終処分技術的信頼性に関する専門的な評価が国民に十分には共有されていない状況が解消していくことが重要である。さらに、これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、着実に最終処分事業を進めていく必要がある。</p> | <p>選定に着手し、着実に最終処分事業を進めていく必要がある。</p> |
| <p>そのため、国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者（以下「発電用原子炉設置者等」という。）その他関係研究機関が適切な役割分担と相互の連携の下、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。</p> | <p>そのため、国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者（以下「発電用原子炉設置者等」という。）その他関係研究機関が適切な役割分担と相互の連携の下、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。</p> |
| <p>本基本方針は、このような認識の下、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、必要な事項を定めるものである。</p> | <p>本基本方針は、このような認識の下、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、必要な事項を定めるものである。</p> |
| <p>なお、最終処分事業が極めて長期にわたる事業であることから、本基本方針は、今後の技術の変化等、事情の変更に応じて、所要の見直しを行うものとする。</p> | <p>なお、最終処分事業が極めて長期にわたる事業であることから、本基本方針は、今後の技術の変化等、事情の変更に応じて、所要の見直しを行うものとする。</p> |
| <p>第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向</p> | <p>第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向</p> |
| <p>第一種特定放射性廃棄物は、固型化した当初は放射能が非常に高く発熱量も高い状態にあるが、時間の経過とともに放射能が減衰し発熱量も減少することから、30年から50年間程度貯蔵した後、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。</p> | <p>第一種特定放射性廃棄物は、固型化した当初は放射能が非常に高く発熱量も高い状態にあるが、時間の経過とともに放射能が減衰し発熱量も減少することから、30年から50年間程度貯蔵した後、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。</p> |
| <p>第二種特定放射性廃棄物は、第一種特定放射性廃棄物と比べて、その放射能及び発熱量は相対的に低いものの、当該放射能の減衰に長期間を要するたため、固型化し、又は容器に封入した上で、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。</p> | <p>第二種特定放射性廃棄物は、第一種特定放射性廃棄物と比べて、その放射能及び発熱量は相対的に低いものの、当該放射能の減衰に長期間を要するたため、固型化し、又は容器に封入した上で、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。</p> |
| <p>機構は、貯蔵期間を終了した特定放射性廃棄物を円滑に最終処分すること</p> | <p>機構は、貯蔵期間を終了した特定放射性廃棄物を円滑に最終処分すること</p> |

| 改定案 | 現行 |
|--|--|
| <p>ができるよう、適切な時期までに十分な規模及び年間処分能力を有する最終処分施設を設置し、当該施設において安全かつ確実に最終処分を行うものとする。</p> <p>第2 概要調査地区等の選定に関する事項</p> <p>機構は、特定放射性廃棄物の最終処分にに関する法律（以下「法」という。）の規定に従い、概要調査地区等の選定を行う。この際、概要調査地区の中から精密調査地区を、精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定する。なお、概要調査地区等の選定を円滑に実現していくため、機構は、地質に関する調査を行うことに加え、<u>最終処分事業が地域の経済社会に及ぼす影響について、関係住民の関心を踏まえつつ、調査を行うものとする。</u></p> <p>国は、機構による概要調査地区等の選定過程を監督するとともに、機構の申請を受けて概要調査地区等の所在地を最終処分計画に定めようとするときは、当該概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。</p> <p>なお、概要調査地区等の選定主体は機構であるが、国は特定放射性廃棄物の最終処分にに関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定の円滑な実現に向け、前面に立って取り組むことが必要である。このため、具体的には、国は、安全性の確保を重視した選定が重要であるという認識に基づき、<u>科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を示すこと等を通じ、国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努めるものとする。</u>また、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、その活動の状況を踏まえ、<u>関係地方公共団体に申し入れられるものとする。</u></p> <p>発電用原子炉設置者等は、<u>事業活動に伴って生じた特定放射性廃棄物が、最終処分施設の立地及び建設、操業等を通じて安全に処分されるまで、発生者としての基本的な責任を有する。</u>この立場から、機構に対する人的及び技術的支援等を継続的かつ十分に行い、<u>機構が行う概要調査地区等の選定に向けた活動に積極的に協力することが必要である。</u></p> | <p>ができるよう、適切な時期までに十分な規模及び年間処分能力を有する最終処分施設を設置し、当該施設において安全かつ確実に最終処分を行うものとする。</p> <p>第2 概要調査地区等の選定に関する事項</p> <p>機構は、特定放射性廃棄物の最終処分にに関する法律（以下「法」という。）の規定に従い、概要調査地区等の選定を行うものとする。この際、概要調査地区の中から精密調査地区を、精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定するものとする。</p> <p>国は、機構による概要調査地区等の選定過程を監督するとともに、機構の申請を受けて概要調査地区等の所在地を最終処分計画に定めようとするときは、当該概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。</p> <p>なお、概要調査地区等の選定主体は機構であるが、国は特定放射性廃棄物の最終処分にに関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、発電用原子炉設置者等は特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定に積極的に協力することが必要である。</p> |

| 改定案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第3 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項</p> <p>概要調査地区等の選定においては、関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、そのためには、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。</p> <p>機構、国及び発電用原子炉設置者等は、概要調査地区等の選定に向けた活動に関する情報、最終処分に関する技術的情報等を含め、特定放射性廃棄物の最終処分に関する情報の積極的な公開に努めるものとする。相互理解促進活動や情報公開を行うに当たっては、生活様式や居住環境が地域や人によって異なることを踏まえ、説明会の開催、図書館や公的集会所への資料の陳列、広報紙や広告等へ掲載やインターネットの活用等、情報へのアクセス手段を多様化し、より多くの人々が必要な情報を入手できるようにすることに努めるものとする。また、求められる情報の提供に誠実に対処するとともに、情報が正確であるだけでなく、情報を受け取る側にとってわかりやすいものとする。</p> <p>機構は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向け、関係住民の信頼を得ることが不可欠であるという認識に基づき、関係住民の関心に十分に配慮し、調査の内容や進捗について定期的に報告を行う等、相互理解促進活動を継続的に行うものとする。また、機構は、概要調査地区等の選定を行う際には、調査の結果や選定の理由等を記載した報告書の作成や縦覧、報告書の内容を周知させるための関係都道府県内における説明会の開催を行うほか、報告書の内容について意見書を提出する機会の設定等、関係住民の意見を聴く機会を設け、その反映に努めるものとする。</p> <p>国は、特定放射性廃棄物の最終処分について、その政策的位置づけや安全性の確保のための取組を明確にし、関係住民の理解を得るよう努めるものとする。また、国及び関係地方公共団体は、最終処分に関する政策や機構等の行う調査等の活動について十分な情報交換を行い、円滑な意思疎通を図るものとする。</p> | <p>第3 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項</p> <p>概要調査地区等の選定においては、関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、そのためには、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。</p> <p>機構、国及び発電用原子炉設置者等は、相互理解促進活動や情報公開を行うに当たっては、生活様式や居住環境が地域や人によって異なることを踏まえ、説明会の開催、図書館や公的集会所への資料の陳列、広報紙や広告等への掲載やインターネットの活用等、情報へのアクセス手段を多様化し、より多くの人々が必要な情報を入手できるようにすることに努めるものとする。また、求められる情報の提供に誠実に対処するとともに、情報が正確であるだけでなく、情報を受け取る側にとってわかりやすいものとするに努める必要がある。</p> <p>機構は、概要調査地区等の選定に関し、それぞれ文献調査、概要調査及び精密調査の結果や選定の理由等を記載した報告書の作成や縦覧、報告書の内容を周知させるための関係都道府県内における説明会の開催を行うほか、報告書の内容について意見書を提出する機会の設定等、関係住民の意見を聴く機会を設け、その反映に努めることが必要である。</p> <p>国は、機構から得た選定に関する情報、最終処分に関する技術的情報等を含め、特定放射性廃棄物の最終処分に関する必要かつ十分な情報の公開に努めるとともに、その政策的位置づけや安全性の確保のための取組を明確にし、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策に対し、関係住民の理解を得るよう努めるものとする。また、国及び関係地方公共団体は、機構による概要調査地区等の選定にあたり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を行うよう努めることが必要である。</p> |

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分に關する関係住民の理解を得るための活動を、機構及び国と連携しつつ、<u>自らも積極的に実施するものとする。</u></p> <p><u>概要調査地区等の選定が円滑に行われるためには、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要である。この観点から、概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場（以下「対話の場」という。）が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。このため、機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努めるものとする。また、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。</u></p> <p>第 4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項</p> <p>最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。</p> <p>最終処分に当たっては、機構は、実施主体として安全性の確保を最優先し、確実な実施を図るものとする。また、機構の最終処分事業に充てられる拠出金は、電力消費者が電力料金の原価への算入を通じて負担し、発電用原子炉設置者等が納付する、公共性の高い資金であることから、機構は、安全性の確保の前提の下、経済性及び効率性にも留意して事業を行う必要がある。加えて、最終処分事業は極めて長期間にわたることから、機構は技術等の変化に柔軟かつ機動的に対応できる体制であることが必要である。</p> <p>国は、特定放射性廃棄物の最終処分に關する政策を担う立場から、その政</p> | <p>発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分に關する関係住民の理解を得るための活動を、機構及び国と連携しつつ、実施することが必要である。</p> <p>第 4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項</p> <p>最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。</p> <p>最終処分に当たっては、機構は、実施主体として安全性の確保を最優先し、確実な実施を図るものとする。また、機構の最終処分業務に充てられる拠出金は、電力消費者が電力料金の原価への算入を通じて負担し、発電用原子炉設置者等が納付する、公共性の高い資金であることから、機構は、安全性の確保の前提の下、経済性及び効率性にも留意して事業を行う必要がある。加えて、最終処分事業は極めて長期間にわたることから、機構は技術等の変化に柔軟かつ機動的に対応できる体制であることが必要である。</p> <p>国は、特定放射性廃棄物の最終処分に關する政策を担う立場から、その政</p> |

改 定 案

策的位置づけを明確にしつつ、機構に対して法律と行政による監督と規制を行うものとする。原子力規制委員会は、最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項について、順次整備し、それを厳正に運用することが必要である。原子力規制委員会は、概要調査地区等の選定が合理的に進められるよう、その進捗に応じ、将来の安全規制の具体的な審査等に予断を与えないとの大前提の下、概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すことが適当である。また、国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する安全性の確保のための取組について、情報の公開に努め、国民との相互理解を深めるように努めるものとする。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負うほか、特定放射性廃棄物の機構への適切な引渡、機構に対する継続的かつ十分な人的及び技術的支援等を行うことが必要である。

最終処分事業は極めて長期にわたる事業であることを踏まえ、今後の技術その他の変化の可能性に柔軟かつ適切に対応する観点から、基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保することとし、今後より良い処分方法が実用化された場合に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。このため、機構は、特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内で、最終処分施設の閉鎖までの間の廃棄物の搬出の可能性（回収可能性）を確保するものとする。

第 5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発のうち、機構は、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を担当するものとし、国及び関係研究機関は、最終処分の安全規制・安全評価のために必要な研究開発、深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発及び最終処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を積極的に進めていくものとする。合わせて、最終処分施設を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合の影響等について調査研究を進め、最終処分施設の閉鎖までの間の特定放射性廃棄物の管理の在り方を具体化する。当該技術開発等の成果については、最終処分

現 行

策的位置づけを明確にしつつ、機構に対して法律と行政による監督と規制を行うものとする。国は、最終処分に係る安全の確保のための規制に関する法律を整備したところであり、その他規制に関する事項について、原子力安全委員会における検討等を踏まえつつ、適切な時期に整備し、これらの法律等を厳正に運用することが必要である。その際、国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する安全性の確保のための取組について、情報の公開に努め、国民との相互理解を深めるように努めるものとする。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負うほか、特定放射性廃棄物の機構への適切な引渡、機構に対する人的及び技術的支援等を行うことが必要である。

第 5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発のうち、機構は、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を担当するものとし、国及び関係研究機関は、最終処分の安全規制・安全評価のために必要な研究開発、深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発及び地層処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を積極的に進めていくものとする。当該技術開発等の成果については、最終処分事業や国の安全規制において有効に活用されることが重要である。このため、国及び関係研究機関は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に当該技術開発等を進められるよ

| 改 定 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>分事業や国の安全規制において有効に活用されることが重要である。また、<u>国、機構及び関係研究機関は、連携及び協力を行いつつ、最終処分</u>の技術的信頼性等の定期的な評価を行うことを通じ、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に当該技術開発等を進めるものとする。</p> <p>さらに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する調査研究も進めていくことが重要であり、<u>国及び機構は、そうした調査研究が継続的に行われるよう、適切に支援していくものとする。また、国は、最終処分に関する研究者や技術者を養成し、確保する方策について、関係研究機関、機構及び発電用原子炉設置者等と協力しつつ、検討していくものとする。</u></p> <p>第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項</p> <p>最終処分事業は、概要調査地区等に係る関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、<u>国、機構、発電用原子炉設置者等及び関係研究機関は、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、積極的な情報公開に努め、相互に連携しつつ、エネルギー、原子力、放射性廃棄物に関する広聴や広報、教育、学習の機会を増やすものとする。具体的には、シンポジウムや説明会の開催、広報素材の派遣、深地層の研究施設及びP R施設等を活用した学習機会の提供等を提供し、国民の信頼を得るよう努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>着実に最終処分事業を進めていくためには、国民により身近な行政主体である地方公共団体の理解と協力を得ていくことが不可欠である。このため、国は、地方公共団体に対し、最終処分に関する政策等に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聴き、丁寧な対話を重ねていくものとする。</u></p> | <p><u>う連携及び協力するものとする。</u></p> <p>さらに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する調査研究も進めていくことが重要である。また、<u>国は、最終処分に関する研究者や技術者を養成し、確保する方策について、関係研究機関と協力しつつ、検討していくことが重要である。</u></p> <p>第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項</p> <p>最終処分事業は、概要調査地区等に係る関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、<u>国、機構、発電用原子炉設置者等及び関係研究機関は、相互に連携しつつ、特定放射性廃棄物の最終処分その他原子力に関する、広報の充実、強化及び必要かつ十分な情報公開に努めるものとする。</u></p> <p><u>国は、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、エネルギー、原子力、放射性廃棄物に関する広報や教育、学習の機会を増やすものとする。具体的には、例えば、シンポジウムや説明会の開催、広報素材による情報提供、教育機関に対する情報提供、専門家の派遣、深地層の研究施設等を活用した学習機会の提供が必要である。</u></p> <p><u>機構は、最終処分事業の必要性や安全性等について、国民の理解を得るため、広報誌による情報提供や、様々な広告媒体を通じた広報活動等、幅広い相互理解促進活動を行う必要がある。</u></p> <p><u>発電用原子炉設置者等は、原子力に関する広報に努めるとともに、特定放射性廃棄物の最終処分等に関する基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分等に関し、P R施設の活用や様々な広告媒体を通じた広報活</u></p> |

| 改 定 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>さらに、最終処分事業に関心を有する地域及びその関連する地域において、国、機構及び発電用原子炉設置者等が、相互に連携しつつ、それらの地域の関係住民に対して、最終処分の安全性、概要調査地区等の選定に係る手続きや最終処分事業と地域との共生等について、きめ細かな相互理解促進活動を行うことが重要である。その際、関係住民が最終処分事業について学習する機会が継続的に提供されることが重要であり、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、こうした学習の機会の提供を継続的かつ適切に支援するものとする。</p> <p>第 7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項</p> <p>機構が行う最終処分事業は、極めて長期にわたる事業であることから、安定的かつ着実に進めていくためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要である。このためにも、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくことが重要である。そのため、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金を踏まえた上で、処分地選定調査の進展に応じ、当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を関係地方公共団体と協力して検討し講じていくことが重要である。</p> | <p>動等を実施し、国民の理解を得るための活動に積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>関係研究機関は、最終処分の安全性、信頼性について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、深地層の研究施設等においては、当該研究施設や研究開発の内容の積極的な公開等を通じて、特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民との相互理解促進に貢献していくことが重要である。</p> <p>さらに、最終処分事業に関心を有する地域及びその関連する地域において、国、機構及び発電用原子炉設置者等が、相互に連携しつつ、それらの地域の関係住民に対して、最終処分の安全性、概要調査地区等の選定に係る手続きや最終処分事業と地域との共生等について、きめ細かな相互理解促進活動を行うことが重要である。</p> <p>また、機構及び国は、最終処分業務に必要な費用として拠出金を徴収することについて、国民の理解を得られるよう、拠出金の算定根拠を明らかにするものとする。</p> <p>第 7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項</p> <p>機構が行う最終処分事業は、原子力の推進を通じて、国民全般に利益をもたらすものである。また、当該事業は、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要である。そのため、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金等の地域支援措置を講じ、地域の振興に資することが重要である。機構は、最終処分事業と地域との共生について、関係地方公共団体が地域の特性をいかした多様な方策を主体的に検討することができよう協力することが重要である。また、国及び発電用原子炉設置者等は、その実施に当たり、機構と一体となって総合的に取り組むことが必要である。また、機構は、最終処分事業の実施に当たっては、</p> |

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>機構は、最終処分事業と地域との共生について、関係地方公共団体が地域の特性をいかした多様な方策を主体的に検討することができよう協力することが重要である。また、国及び発電用原子炉設置者等は、その実施に当たり、機構と一体となって総合的に取り組むことが必要である。また、機構は、最終処分事業の実施に当たっては、機構と関係住民との様々な交流を積極的に行い、地域の信頼を得られるよう努めることが重要である。こうした信頼を得るためにも、機構は、組織としての目標等を明確にし、機構の評議員会や国からの定期的な評価を受けつつ、その実現に向けて着実に取り組む必要がある。そのため、相互理解促進活動を行う上で必要な人材の確保及び育成をはじめ、体制の強化を図る必要がある。</p> <p>国は、最終処分事業が長期にわたる事業であることにかんがみ、経済事情の変化、技術進歩や安全規制体系の整備等による事情の変更等に的確に対応できるよう、最終処分事業に必要な費用の算定について機構を監督し、その見直しを柔軟に行うこととする。機構及び国は、拠出金の算定根拠を明らかにし、最終処分事業に必要な費用として拠出金を徴収することについて国民の理解を得られるように努めるものとする。また、国は、最終処分積立金が安全かつ確実に運用され、かつ、確実に最終処分事業の実施に充てられるよう、指定法人を指導、監督するものとする。</p> <p>また、国及び関係研究機関は、幅広い選択肢を確保する観点から、使用済燃料の直接処分その他の処分方法に関する調査研究を推進するものとする。また、最終処分の負担軽減等を図るため、長寿命核種の分離変換技術の研究開発について着実に推進する。</p> <p>最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このような観点も踏まえ、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、国も積極的に関与して中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進することとし、そのための国の取組を強化する。</p> <p>最終処分に対する信頼性を確保する観点から、処分技術に関する評価とともに、概要調査地区等の選定における手続きの遵守や適切な情報提供の確保等に関する評価が継続的に実施され、その情報が国民及び関係住民に対して</p> | <p>機構と関係住民との様々な交流を積極的に行い、機構と地域の一体感を深めるよう努めることが重要である。</p> <p>国は、最終処分事業が長期にわたる事業であることにかんがみ、経済事情の変化、技術進歩や安全規制体系の整備等による事情の変更等に的確に対応できるよう、最終処分業務に必要な費用の見直しを柔軟に行うこととする。また、国は、最終処分積立金が安全かつ確実に運用され、かつ、確実に最終処分業務の実施に充てられるよう、指定法人を指導、監督するものとする。</p> <p>国及び関係研究機関は、最終処分の負担軽減等を図るため、長寿命核種の分離変換技術の研究開発について、国際協力、国際貢献の視点等も加味するとともに、定期的な評価を行いつつ、着実に推進することが必要である。</p> |

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>適切に開示されることが重要である。この観点から、原子力委員会は、最終処分計画の改定に際しては、その時点までの技術開発の状況や概要調査地区等の選定の状況を踏まえ、意見の多様性及び専門性を確保しつつ審議を行い、その妥当性について評価を行った上で、法の規定に基づき経済産業大臣に意見を述べるものとする。また、評価の継続性を確保するため、関係行政機関、機構及び関係研究機関は、それぞれが実施する技術開発や概要調査地区等の選定に向けた調査の実施その他の活動の状況を定期的に原子力委員会に報告し、評価を受け、その信頼性を高めることが重要である。</p> | |

平成 26 年 10 月 23 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆（会長）
2. 委員会名 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 27 年 5 月 31 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

日本学術会議は、原子力委員会委員長からの「高レベル放射性廃棄物処分の取組みにおける国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言の取りまとめ」という依頼にもとづき、審議を経て平成 24 年 9 月 11 日に回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」を提示した。この回答で提示した提言について、より一層の具体化を図ることが重要であるとの認識から「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」を設置し、この委員会のもとに「暫定保管に関する技術的検討分科会」（以下、「技術分科会」）及び「暫定保管と社会的合意形成に関する分科会」（以下、「社会分科会」）を設けて、技術と社会の両側面から同回答のより具体的な方策について検討を重ねた。平成 26 年 9 月 19 日に二つの分科会からそれぞれの報告が取りまとめられ、同月 25 日に公表されたことを受けて、これらの報告を前提に、本委員会では提言のより具体的なあり方を技術と社会という総合的視点から審議し政策提言を取りまとめることを期するものである。

具体的には以下のような審議事項を想定している。

- ① 政策提言の中核をなす「暫定保管」の技術的方法としては、上記「技術分科会」報告の見解を採用して、地上施設での乾式貯蔵を想定して審議を行う。
- ② 「暫定保管」の期間については、「社会分科会」が世代責任を念頭に置いた意思決定の区切りという観点から「30年」、「技術分科会」は既に確立している

安全性確保の技術的観点から「50年」をそれぞれ提示しているが、それぞれの主張を調整総合した保管期間について審議を行う。

- ③ 「暫定保管」期間中に検討すべき、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための科学的・技術的な知見の蓄積や、信頼回復を図ったうえでの社会的合意形成のためのプロセスなど重要な課題について審議を行う。
- ④ 社会的合意形成を進めるためとして「社会分科会」が提案した、独立の委員会組織のあり方の具体的な審議を行う。
- ⑤ 「高レベル放射性廃棄物の総量管理」に関しては、「社会分科会」が打ち出した「発生者責任の原則」にもとづいた対処取組について提言に位置付けるために審議を行う。

(2) 審議の必要性

本委員会では、上記「回答」や二つの「報告」を踏まえた具体的な政策提言の策定を目指すものであるが、それは広く国民各層に届くよう平明で簡潔に整理された文書として取りまとめることを念頭にして、審議に臨む必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・ 第 22 期報告「高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」
- ・ 第 22 期報告「高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処の前進のために」
- ・ 第 22 期回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」
- ・ 第 21 期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」
- ・ 第 21 期記録「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・ 放射性廃棄物 WG 中間取りまとめ (平成 26 年 5 月 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG)
- ・ STRATEGY FOR THE MANAGEMENT AND DISPOSAL OF USED NUCLEAR FUEL AND HIGH LEVEL RADIOACTIVE WASTE (平成 25 年 1 月 米国エネルギー省)
- ・ 今後の原子力研究開発の在り方について (平成 24 年 12 月 25 日 原子力委員会 見解)
- ・ 国民の信頼醸成に向けた取組について (平成 24 年 12 月 25 日 原子力委員会 見解)
- ・ 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について (平成 24 年 12 月 18 日 原子力委員会 見解)
- ・ Report to the Secretary of Energy (平成 24 年 1 月 26 日 Blue Ribbon Commission on America's Nuclear Future)
- ・ 地層処分に関する安全コミュニケーションの考え方について (平成 23 年 1 月 12 日 原子力安全委員会 特定放射性廃棄物処分安全調査会)

- ・高レベル放射性廃棄物及び TRU 廃棄物の地層処分機番研究開発に関する全体計画（平成 22 年 3 月 資源エネルギー庁、(独) 日本原子力研究開発機構）
- ・放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間取りまとめ～地層処分研究開発に関する取組について～（平成 21 年 5 月 22 日 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 原子力部会 放射性廃棄物小委員会）

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

審議の継続性を維持するため、第 22 期課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会」の委員が引き続き参加することが望ましい。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

人文・社会科学、生命科学、理工学から各々 4 名程度の会員又は連携会員。特任連携会員は、委員全体の半数以内。構成委員は、計 15 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、鋭意会議を開催して年度内に提言を公表することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

(1) 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG では、平成 26 年 5 月に報告した「放射性廃棄物 WG 中間取りまとめ」において、「日本学術会議や原子力委員会の提言も参考にしつつ、2000 年に処分制度を創設して以降 10 年以上処分地選定調査に着手できていない状況を真摯に受け止め、これまでの最終処分に向けた取組を抜本的に見直すべく検討を行った。」としている。

(2) 社会学委員会の下に、討論型世論調査の特徴を明らかにする分科会が設置され、高レベル放射性廃棄物の処理問題をテーマとした **Deliberative Poll**（討論型世論調査）を、本年 12 月上旬にオンライン上で行う予定である。